

輸出される水産物に関する原産地等の確認について

平成23年4月22日
23水漁第 238号
水産庁漁政部加工流通課長通知

一部改正

25水漁第1421号
平成25年12月25日

一部改正

27水漁第383号
平成27年5月14日

一部改正

27水漁第1126号
平成27年10月23日

第1 趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、福島原子力発電所の事故を受けて、水産物の輸入に当たり、諸外国・地域の政府又は民間事業者から、原産地や放射能検査等に関する日本の政府機関による文書の発給が求められている。

本通知は、一定の条件が満たされることを条件に、水産庁、水産庁と協議の上本通知に基づく確認を行う都道府県又は市区町村の関係部署（以下「発行機関」という。）の担当官が、原産地及び放射能検査等に関する確認書を発給する手続について定めるものである。

第2 本手続の対象となる水産物

我が国から輸出される水産食品（直接又は加工後に食される食用の水産動物及び海藻類並びにそれらの加工品）及び飼料（水産動物及び海藻類由来の動物の餌とすることを専ら目的とした産品）

第3 確認書の対象となる内容

- 1 発行機関による確認書の対象となる内容は、原則以下の1から3までとする。
 - （1）原産地（加工（包装等の最終製品に至るまでの全ての過程）を行った都道府県名、水揚げ地及び採捕又は生産した海域等）
 - （2）製造年月日
 - （3）放射能検査結果
- 2 確認書の発行は、当該確認書の発行を申請した者又は当該申請に係る水産物の取引に関与した者が、申請を行う日前三年以内に、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造、行使の目的による確認書の偽造その他の確認書に関する不正を行っていないと認められる場合に限り行う。

第4 確認申請手続

- 1 確認書の発行を申請する者は、以下の（1）から（3）まで及び必要に応じて（4）

から（８）までに掲げる書類を発行機関に提出する。

なお、水産庁に確認書を申請する場合には、以下の（４）から（７）までの書類に代えて、都道府県又は市区町村の関係部署長による事前確認書を提出することができる。

（１）確認書発行申請書（別記様式１）

（２）必要事項を記入した輸出に係る確認書（（別記様式２（輸出先国・地域の政府から確認書が求められる場合）又は別記様式３（民間事業者から確認書が求められる場合））

（３）（２）の記載事項を確認することができる書類（インボイス、パッキングリスト等）

（４）主原料の産地及び加工された都道府県を確認することができる書類

（５）製造業者等の所在を公的に証明する書類（営業許可証等）の写し

（６）製造年月日について確認できる書類

（７）検査機関が行った水産物中の放射性物質に関する検査結果、検査方法及び検査機関の概要を示す書類。なお、検査機関に検査を依頼するにあたり、事前に発行機関と協議を行うものとする。

（８）確認書の発行を申請する者が輸出者と異なる場合は、輸出者が作成した別記様式４の委任状

２ 発行機関は、１の内容を確認の上、別記様式２又は３により、確認書を発行する。ただし、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造その他の確認書に関する不正の疑いがある場合には、確認書の発行を留保することとする。

３ 発行機関が発行する確認書については、平成２７年１１月１日以降、偽造防止用紙を使用する。

第５ 申請先

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室（Tel ０３－３５０１－１９６１）又はホームページ上で公表する発行機関の連絡先

(別記様式1)

〇〇向け輸出水産物の輸出に関する確認申請書

年 月 日

確認書発行機関の担当部局長 殿

事業者名	
所在地	
代表者名	⑩
(上記代理人)	
事業者名	
所在地	
役職・氏名	⑩

当社（注：個人の場合は「私」とする。）は、「輸出される水産物に関する原産地等の確認について（平成23年4月22日付け23水漁第238号水産庁漁政部加工流通課長通知）別記様式2（又は3）について確認をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記確認書については、政府間の合意に基づく措置及び法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該確認を行ったことに基づき、確認書発行機関及び確認者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。